

保育所等の申し込みにはマイナンバーの記入が必要です

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、手続きの際に個人番号（マイナンバー）の記入が必要になりました。施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書を提出する際には、個人番号を記載していただきます。あわせて、「身元確認」と「番号確認」が必要になりますので、次の書類を提出もしくは持参していただきますようお願いします。

1. マイナンバーの記入でこれまでとどう変わるのか？

平成 29 年 11 月から自治体の情報連携が開始され、今まで申請時必要だった資料の提出を省略することができるようになります。

【省略することができる書類】

- ・ 住民票
- ・ 保育園等利用事務に係る市町村民税課税証明書
- ・ 介護保険受給資格証明書等

2. 必要な書類について

①か②の書類が必要になります。

個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認

番号確認

通知カードor
住民票(マイナンバー付き)など



身元確認

運転免許証orパスポートなど



個人番号カードを持っている場合

身元確認と番号確認が、
カード1枚で可能です。

個人番号カード



①個人番号カードをもっている場合

1つだけで確認できるため、他の書類は必要ありません。

②個人番号を持っていない場合（身元確認書類+番号確認書類）

☆身元確認書類 ※身元確認書類は種類によって2つ必要な場合があります。

1つの提示でよいもの	運転免許証、パスポート、障がい者手帳（身体、精神、療育）
2つの提示が必要なもの	公的医療保険の保険証（国民健康保険、健康保険、介護保険）、子ども医療受給者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書

☆番号確認書類

通知カード、マイナンバー付きの住民票

3. 提出先について

新規入所の方

役場福祉課福祉係、各支所住民福祉係へ申込書を持参される際に、ご自身の身元確認・番号確認書類を持参してください。提出先で身元確認・番号確認を行います。

【注意事項】

①代理人による申請を行う場合

保護者・祖父母以外の代理人が申請される場合は、委任状の提出が必要となります。

委任状、代理人の身元確認書類、申請者本人の番号確認書類（写し）の3つの確認を行いますので必ず持参してください。

②郵送による申請を行う場合

身元確認・番号確認書類（写し）を同封の上密封し、送付してください。情報漏えいをさけるため、追跡可能な書留郵便での郵送をお勧めします。

問い合わせ先

山都町役場	福祉課	福祉係	72-1229
〃	清和支所	住民福祉係	82-2112
〃	蘇陽支所	住民福祉係	83-1112